平成２４年（フ）第１０号
福岡県築上郡築上町大字高塚833番地
債務者　森　　勝年
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
愛知県小牧市市之久田１丁目172番地
債務者　舩橋美沙子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２１号
名古屋市北区真畔町13番地　コーポあづみ野102号
債務者　加藤としえこと　加藤としゑ
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６７号
栃木県佐野市出流原町1344番地２
債務者　塩島　勝治
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１６８号
栃木県佐野市出流原町1344番地２
債務者　塩島　栄子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第５８号
静岡県浜松市中区泉町847番地の39
債務者　前田栄利子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始の取消決定確定

平成２２年（フ）第１４５０１号
東京都中央区京橋１丁目４番10号
破産者　株式会社メディファンスホールディング
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定確定日　平成24年２月22日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２３年（フ）第５９５６号
東京都品川区西五反田７丁目８番11号
破産者　株式会社イムズ
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３０２号
東京都江東区越中島３丁目５―27―1008
破産者　古保　友明
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９９４号
東京都江東区常盤２丁目14番18号
破産者　株式会社アクセス
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９１２号
神奈川県三浦市尾上町２―12
破産者　稲塚　光雄
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９９５号
東京都世田谷区駒沢２丁目61―４―102
破産者　中尾　雄二
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７１９号
東京都中野区松が丘１丁目31―６―201
破産者　工藤　利範
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７０号
三重県鈴鹿市庄野羽山２丁目２番40号、開始決定時の住所三重県鈴鹿市東旭が丘３丁目11番11号　サーパス東旭が丘405号
破産者　大谷　　浩
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２３９号
埼玉県幸手市緑台２丁目３番20号
破産者　株式会社花輪工業
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３７号
長野県飯田市龍江5746番地１
破産者　有限会社シナノ住建
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第５７号
長野県飯田市八幡町2149番地
破産者　有限会社総合衣料マルト
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第３３８６号
大阪府枚方市宮之阪１丁目20番３―101号
破産者　有限会社匠住建
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２３４８号
神奈川県相模原市中央区上溝43番地
破産者　小山建設株式会社
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部